

令和4年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和5年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。
今般、令和4年度における推進本部の活動結果及び令和5年度における活動方針がまとまりました。

令和4年度の推進本部の活動状況及び令和5年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報等の受付件数

	令和4年度
法令違反疑義情報等受付件数	3,492 件

(参考)うち「駆け込みホットライン」の受付件数は 1,189 件。

2. 建設業者等に対する立入検査等の実施件数

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成 30 年度
立入検査等の実施	884 件	858 件	451 件	613 件	739 件

3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	令和4年度	令和3年度
講習会の開催(都道府県との共同開催含む)	45 回	37 回

※ 講習会の開催のほか、以下の建設業法令遵守に関する説明動画を国土交通省の YouTube チャンネルに掲載

・建設業法令遵守ガイドライン改訂に関する説明動画 : 視聴回数約 35,801 回(令和5年5月 31 日現在)

・建設企業のための適正取引ハンドブック(第3版)説明動画 : 視聴回数約 6,314 回(令和5年5月 31 日現在)

(参考)建設企業のための適正取引ハンドブック(第2版)説明動画 : 視聴回数約 15,188 回(令和4年3月 31 日現在)

4. 監督処分・勧告の実施概要

	令和4年度	主な処分事由
許可取消	0 業者	—
営業停止	16 業者	請負契約に関し不誠実な行為 4 件、官製談合防止法違反、刑法(公契約関係競争等妨害)違反等 2 件、無許可業者との政令で定める額以上の下請契約 2 件、工事現場への資格要件を満たさない者の主任技術者、監理技術者としての配置、経営事項審査申請に際し、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載 2 件など
指 示	9 業者	労働安全衛生法違反 7 件、営業所への資格要件を満たさない者の営業所専任技術者としての配置 2 件
勧 告	36 業者	下請契約の締結について 26 件、追加・変更契約について 12 件、 下請代金の見積・決定について 10 件など
口頭指導等	190 業者	

※ 「大臣許可業者」に対する監督処分・勧告の件数

※ 1 件の監督処分、勧告に複数の処分事由が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない場合がある

5. 令和5年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

令和5年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人（下請契約における注文者で建設業者であるものをいう。以下同じ。）と下請負人（下請契約における請負人をいう。以下同じ。）の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきている。

具体的には、元請負人と下請負人の間で行われる下請契約の締結や請負代金の支払い等に際し、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示した「建設業法令遵守ガイドライン」をはじめ、発注者と受注者の間で行われる請負契約の締結やその履行に際し、受発注者はどのような対応をとるべきか等を明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を広く周知するとともに、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正、請負契約の適正化等を図る観点から、立入検査（報告徴取を含む）及びモニタリング調査（以下「立入検査等」という。）を実施してきたところである。

引き続き更なる法令遵守の徹底に向けて、地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、今年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、必要な執行体制を確保しつつ、活動を進めていくものとする。

1. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割に加え、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口としての役割も有している。法令違反の早期発見・早期是正を図る観点から、その積極的な活用を促すため、例えば、建設業許可通知書又は経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封する（電子申請の場合は、建設業許可通知書又は経営事項審査結果通知を電子的に通知した後に各許可行政庁からリーフレットを送付する）ほか、講習会、建設関係団体等との意見交換会等様々な機会（以下「様々な機会」という。）を活用し各種相談窓口の周知に努めるものとする。

また、各種相談窓口における相談対応については、以下の点に留意して行うものとする。（「2. 立入検査等の実施」においても同様）

- 「不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）」の規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護することの重要性等に鑑み、相談対応後における相談者の取引状況を適時フォローする取り組みを行うこと。
- 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを行うこと。

2. 立入検査等の実施

【目的】

元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、立入検査等は、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正、請負契約の適正化等を図る観点から、年間を通じて、機動的かつ効果的な方法により実施するものとする。

【実施方針】

各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返しているおそれのある建設企業を中心に立入検査を実施するとともに、適正な請負代金・適正な工期による請負契約の締結、適正な請負代金の支払を確保する観点から、受発注者間・元請下請間の取引状況、工期の設定状況について、下記「重点事項」に記載するところにより、深掘りした情報収集や調査（以下「モニタリング調査」という。）を実施するものとする。なお、モニタリング調査を通じて得られた結果等を踏まえ、必要に応じて、元請事業者、発注者に対して事実確認や注意喚起等を行うものとする。

【重点事項】

（１）技能労働者への適切な水準の賃金支払い

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な単価による契約締結が重要であることから、受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第 20 条の見積りに関する規定等を踏まえ、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の実施状況、代金の支払い状況等について、モニタリング調査を行う。

（２）低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記（１）の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え方、下請契約における下請負人との協議の実施状況や代金の支払い状況等について、モニタリング調査を行う。

（３）著しく短い工期の禁止

建設業における長時間労働の是正や働き方改革を推進するためには、適正な工期設定を推進する必要があることから、当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、工期に関する基準（令和 2 年 7 月中央建設業審議会勧告）がどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果としての時間外の労働時間状況等について、モニタリング調査を行う。また、受発注者間についても同様に行う。

さらに、令和 6 年 4 月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用

されることを踏まえ、今年度は、労働基準監督署と連携して、適正な工期の確保に特化したモニタリング調査を実施する。具体的には、地方整備局等が実施する工期に関する詳細なモニタリング調査に労働基準監督署が同行し、同署から罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援を行うことにより、長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促すこととする。

(4) 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた元請下請間における適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に關する規定（物価等の変動に基づく契約変更条項等）の適切な設定・運用状況について、モニタリング調査を行う。

また、受発注者間についても同様に行う。

(5) 下請代金の支払手段

「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と建設業法において規定されていることから、下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について、モニタリング調査を行う。

また、手形に関し、下請中小企業振興法「振興基準」（令和4年改正経済産業省・中小企業庁）において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において、令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること等を踏まえて建設業法令遵守ガイドラインを改訂したところであり、必要な周知を実施する。

【その他】

(1) 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

- ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。
- ② 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。（建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

(2) 規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者（発注者から建設業法第24条の8（施工体制台帳及び施工体系図の

作成等)に該当する工事を直接請け負った建設業者)は、下請業者(元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人)に対し、一人親方(従業員を雇っていない個人事業主)との再下請負通知書及び建設業法第 19 条第 1 項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用することとする。

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

資源有効利用促進法の省令改正により、対象工事の元請事業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用(促進)計画書の発注者への説明と建設現場への掲示、搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の事前確認及び受領書による搬出先の確認等が義務化されたことを受け、当該制度の周知を図るとともに、対応がなされていない場合には適切な対応を促す。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守推進本部の創設以降、主に元請業者となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたが、建設業の法令遵守に関する取り組みを元請下請を問わず、幅広く浸透させていくことが重要であることから、引き続き、下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、様々な機会を捉えて積極的に周知を図っていくこととする。

特に、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、「建設業法令遵守ガイドライン」や「建設企業のための適正取引ハンドブック(動画の活用も含む)」等を活用するとともに、適正な請負代金による請負契約の徹底を図るため、標準見積書の活用の周知を図っていくこととする。

4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

令和2年度以降、10月から12月の3ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、またその取り組み内容の広報を積極的に進めてきたところである。今年度も引き続き、「建設業取引適正化推進期間」として建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

なお、講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、開催日時・場所等の設定については、過年度における参加状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、都道府県及び建設関係団体等と連携し、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

※令和元年度までは、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」として活動

5. 関係機関との連携

- (1) 不良・不適格業者に対しては、国土交通省や都道府県の建設業許可部局間において、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応するとともに、建設業許可部局以外の部署との連携推進を図るものとする。
- (2) 都道府県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、引き続きその連携強化に努めるものとする。とりわけ、今年度は、来年度から建設業に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す観点から、各都道府県労働局との連携を強化し、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会（事務局：都道府県労働局）」への参画や、「建設業に対する労働時間等説明会（事務局：労働基準監督署）」に参加するなど、積極的な対応を図っていくものとする。
- (3) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。
- (4) 特定技能制度（建設分野での受入に限る）について、国際市場課との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるものとする。

6. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元請下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、様々な機会を捉えてその認知の向上に向けて、一層の周知を図る。
- (2) 建設業法施行規則の一部改正により、令和4年4月から各地方整備局等における立入検査権限を強化したところである。これを踏まえ、機動的かつ効果的な立入検査等の実施及び法令遵守の徹底に向け、引き続き、各地方整備局等職員向けの研修の実施や合同立入検査を通じたOJT等により能力向上を図っていくものとする。